

標準等作成に関する手続き

会員又は非会員からの要望に基づく T T C 標準の改定、誤記の訂正の手続き

平成 1 5 年 3 月 1 4 日

企画戦略委員会決定

会員又は非会員からの要望に基づく T T C 標準の改定、誤記の訂正の手続きは、以下のとおり決定する。

1. T T C 標準の改定、誤記の訂正の取扱

当委員会の会員又は非会員からの要望に基づく T T C 標準の改定、誤記の訂正については、その記述の変更等により技術的内容の変更を伴うか否かにより、次のとおり取り扱うこととする。

なお、技術的内容の変更を伴うか否かの判断は当該 T T C 標準関連の専門委員会が行うこととする。

(1) 技術的内容の変更を伴う場合

技術的内容の変更を伴う場合は、通常の標準作成の手続きを経て決定する。

(2) 技術的内容の変更を伴わない場合

技術的内容の変更を伴わない場合は、「T T C 標準の誤記の訂正の手続き：2 0 0 3 年 3 月 1 4 日企画戦略委員会決定」により行う。